

表2 OIE 国際動物衛生規約で定められている国際取引の対象とすべきでない部位

	牛 肉	食品、飼料、肥料、化粧品、 医薬品、医療器具
最小リスク国	・ 30ヶ月齢超の牛の脳、眼、せき髄 ・ 30ヶ月齢超の牛の頭蓋、脊柱から回収した肉 (以上第2.3.13.15条)	30ヶ月齢超の牛の脳、眼、せき髄、 頭蓋、脊柱 (第2.3.13.19条3)
中リスク国	・ 6ヶ月齢超の牛の脳、眼、せき髄、回腸遠位部 ・ 6ヶ月齢超の牛の頭蓋、脊柱から回収した肉 (以上第2.3.13.16条)	6ヶ月齢超の牛の脳、眼、せき髄、 回腸遠位部、頭蓋、脊柱 (第2.3.13.19条2)
高リスク国	・ 6ヶ月齢超の牛の脳、眼、せき髄、扁桃腺、胸腺、 脾臓、腸、背根神経節、三叉神経節、頭蓋、脊柱 ・ 頭蓋、脊柱から回収した肉 ・ 9ヶ月齢超の牛の神経及びリンパ組織 (以上第2.3.13.17条)	6ヶ月齢超の牛の脳、眼、せき髄、 扁桃腺、胸腺、脾臓、腸、背根神 経節、三叉神経節、頭蓋、脊柱 (第2.3.13.19条1)

2004年4月現在